

# アクサダイレクト総合自動車保険 改定のご案内

平素よりアクサダイレクト総合自動車保険につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。さて、「アクサダイレクト総合自動車保険」の改定についてご案内申し上げます。以下の改定内容について、十分ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## ◎ご契約者様へ

保険始期日が平成25年2月1日以降となるご契約より、「搭乗者傷害保険」の付帯につきまして、お客様のニーズに合わせてお選びいただけるようになりました。(下記「1.「搭乗者傷害保険」のご加入が選択できるようになりました。」をご覧ください。)

ご契約の継続にあたって「搭乗者傷害保険」を付帯しないご加入パターンをお選びの場合、「アクサ安心プラス」も付帯できなくなりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書」または当社ホームページをご覧ください。お問い合わせは当社カスタマーサービスセンター(0120-193-877)までご連絡ください。

## ◎新規のお申込みをご検討のお客様へ

保険始期日が平成25年10月21日以降のお客様につきましては、お見積りの時期によっては、改定前の補償内容等をご案内している場合がございます。「申込書」や「重要事項説明書」などを十分ご確認くださいませようお願い申し上げます。お申込みや商品改定についてのお問い合わせは当社カスタマーサービスセンター(0120-577-544)までご連絡ください。

## 1. 「搭乗者傷害保険」のご加入が選択できるようになりました。 平成25年2月1日保険始期日以降のご契約

アクサダイレクト総合自動車保険のご契約に際して、セットされている基本補償が変更になりました。

「搭乗者傷害保険」は任意付帯が可能となり、「搭乗者傷害保険」と「人身傷害補償特約」のいずれか、または両方をお客様のニーズに合わせてお選びいただくことができます。

改定前(保険始期日 平成25年1月31日以前)		改定後(保険始期日 平成25年2月1日以降)
基本補償	自動セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対人賠償保険</li> <li>● 対物賠償保険</li> <li>● 自損事故保険 (人身傷害補償特約が付帯される場合は適用されません。)</li> <li>● 無保険車傷害保険</li> <li>● 搭乗者傷害保険</li> </ul>
	任意セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両保険(身の回り品保険付き)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対人賠償保険</li> <li>● 対物賠償保険</li> <li>● 自損事故保険 (人身傷害補償特約が付帯される場合は適用されません。)</li> <li>● 無保険車傷害保険</li> <li>● 下記のいずれかをお客様のニーズに合わせて選択               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人身傷害補償特約+搭乗者傷害保険</li> <li>② 人身傷害補償特約のみ</li> <li>③ 搭乗者傷害保険のみ</li> </ul> </li> <li>※裏面の「★「人身傷害補償特約」と「搭乗者傷害保険」のご加入パターンについて」をご確認ください。</li> <li>● 車両保険(身の回り品保険付き)</li> </ul>

## 2. 「搭乗者傷害保険」の「医療保険金 支払額表」を見直しました。 平成25年10月21日保険始期日以降のご契約

●より迅速な保険金支払いを目的に、「搭乗者傷害保険」の「医療保険金 支払額表」を、以下のように見直しました。

### 「医療保険金 支払額表」

部位および症状	医療保険金の額
①脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円
②上肢・下肢の欠損または切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
③骨折・脱臼、脳・眼・頸髄 <sup>せき</sup> ・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③以外のもの	10万円

(注) 主に以下の部位および症状で医療保険金の額が増減していますので、ご注意ください。

- 頭部、頸部、背部および腰部などの部位における打撲、捻挫、挫創などの症状……………(改定前) 5万円 → (改定後) 10万円
- 頭部および頸部の部位における骨折の症状……………(改定前) 75万円 → (改定後) 30万円
- 足指を除く下肢の部位における欠損または切断の症状……………(改定前) 90万円 → (改定後) 50万円 など

●「医療保険金 支払額表」の見直しに伴い、「アクサ安心プラス」に付帯される、「搭乗者傷害保険の顔面・手足傷害倍額支払特約」について、部位症状にかかわらず倍額支払とし、特約の名称も、「搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払特約」へ変更しました。

## 3. 「人身傷害補償特約」を見直しました。 平成25年10月21日保険始期日以降のご契約

お客様のご要望にお応えし、より一層の安心をご提供できるように「人身傷害補償特約」における「倍額条項」<sup>(※)</sup>を新設し、あわせて「損害額基準」を見直しました。

(※) 約款に定める重度の後遺障害が生じ、かつ介護が必要と認められる場合で、「人身傷害補償特約」の保険金額が無制限以外のときに、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

## ★「人身傷害補償特約」と「搭乗者傷害保険」のご加入パターンについて

「人身傷害補償特約」と「搭乗者傷害保険」のご加入パターンは、以下の3つのご加入パターンからお客様のニーズに合わせてお選びいただけます。

支払われる 保険金の種類  ご加入パターン	人身傷害補償特約 <sup>(※1)</sup>			搭乗者傷害保険		
	入院・通院	後遺障害 <sup>(※2)</sup>	死亡	入院・通院	後遺障害	死亡
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●治療費</li> <li>●休業損害</li> <li>●精神的損害 (慰謝料)など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●逸失利益</li> <li>●精神的損害 (慰謝料)</li> <li>●将来の介護料 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●逸失利益</li> <li>●精神的損害 (慰謝料)</li> <li>●葬儀費 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療保険金</li> <li>●治療日数4日以下:1万円</li> <li>●治療日数5日以上:部位・症状に応じて10万円/30万円/50万円/100万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後遺障害保険金<sup>(※3)</sup></li> <li>●重度後遺障害特別保険金<sup>(※4)</sup></li> <li>●重度後遺障害介護費用保険金<sup>(※5)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金</li> <li>●保険金額の全額</li> </ul>
人身傷害補償特約 + 搭乗者傷害保険	○	○	○	○	○	○
人身傷害補償特約 のみ	○	○	○	—	—	—
搭乗者傷害保険 のみ	—	—	—	○	○	○

(※1)当社が定めた損害額基準に応じてお支払いします。

(※2)所定の条件を満たす場合は、保険金額の2倍を限度にお支払いします。

(※3)後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※4)所定の条件を満たす場合は、保険金額の10%(100万円を限度)をお支払いします。

(※5)重度後遺障害特別保険金をお支払いする場合に、後遺障害保険金の50%(500万円を限度)をお支払いします。

## 4. 「地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約」を発売しました。 平成25年2月1日保険始期日以降のご契約

地震・噴火・それらによる津波によってご契約の自動車に損害が生じ、全損<sup>(※1)</sup>となった場合に、記名被保険者<sup>(※2)</sup>が中古車購入等生活再建のために必要とする費用に対し、50万円<sup>(※3)</sup>を「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金」としてお支払いします。

(※1)全損とは、車両保険および車両全損時臨時費用補償特約(5%)における全損とは異なり、この特約の約款に定める基準に該当する場合はいいです。

(※2)記名被保険者とは、保険証券などに記載の被保険者をいい、ご契約の自動車を主に運転される方をいいです。

(※3)車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額をお支払いします。

詳しくは、「地震等車両全損特約のしおり」をご覧ください。

## 5. 新しいノンフリート等級別料率制度の適用を開始しました。 平成25年10月21日保険始期日以降のご契約

保険始期日が平成25年10月21日以降のご契約より新しいノンフリート等級別料率制度の適用を開始しました。

保険始期日が平成24年10月21日以降となるご契約を対象に「ノンフリート等級別料率制度の改定」を実施し、原則、「次の契約からは新制度が適用される」ことをお客様に周知させていただくための期間を1年間設けておりましたが、この周知期間が平成25年10月20日で終了となりました。新制度では、事故を起こされた場合に継続契約に適用される保険料がこれまでの制度よりも引き上げとなることがあります。新制度の概要は「重要事項説明書」P.3をご確認ください。

## 6. 保険料水準の見直しを行いました。 平成25年10月21日保険始期日以降のご契約

直近の当社自動車保険契約全体のお支払い状況を踏まえ、保険料水準の見直しを行いました。

ご契約条件によっては保険料が上がる可能性がありますので、ご契約いただく際には申込書などに記載されたご契約条件および保険料を必ずご確認ください。

「アクサダイレクト総合自動車保険」は、お客様それぞれのリスク要因に基づき保険料を算出する「リスク細分型自動車保険」です。

型式別料率クラスの毎年の見直し、保険料水準の検証結果による保険料の適宜見直しを行っています。

## 7. その他 平成25年10月21日保険始期日以降のご契約

その他の特約につきましては、以下のように見直しを行いました。

特約	改定の概要
弁護士費用等補償特約	弁護士に加え、司法書士・行政書士をご利用した場合の費用も補償の対象としました。
日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)	ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートでの事故も補償の対象としました。

このご案内は改定の概要を説明したものです。詳細については「重要事項説明書」、「普通保険約款／特約」をご確認ください。

改定に関するご質問・お問い合わせ等は、当社カスタマーサービスセンターにて承ります。

ご契約者様専用 >> ☎ **0120-193-877** 受付時間：月曜～金曜(祝日も含みます) 9:00～22:00 土曜・日曜 9:00～17:00

新規のお客様専用 >> ☎ **0120-577-544** 受付時間：月曜～日曜(祝日も含みます) 9:00～22:00